

## <日雇派遣の派遣就業を希望される派遣労働者の皆様へ>

平成 24 年 10 月の労働者派遣法の改正により、当社との雇用期間が日々または 30 日以内の派遣（以下、「日雇派遣」といいます※ 1）が原則禁止になり、一定の「例外要件」を満たさなければ、日雇派遣での就業ができなくなりました。このため、日雇派遣での就業を希望される方については、その「例外要件」の確認を行う必要がありますので、以下の「日雇派遣ができる例外要件」をご確認いただき、別紙の「日雇派遣の例外要件に関する申告誓約書 兼 確認書」に必要事項をご記入の上、ご提出をお願いいたします。併せて該当する公的書類等のご提示をお願いいたします。

※ 1 「日雇派遣」とは、派遣元事業主が日々または 30 日以内の期間で派遣労働者を雇用し、派遣先に派遣することをいいます。

### 「日雇派遣ができる例外要件」

日雇派遣ができる方は、次のいずれかの「例外要件」に該当する場合に限られています。

※「例外要件」を証明するための下記の公的書類等をご確認の上、ご提示をお願いいたします。

#### （１）あなたが 60 歳以上である場合

#### （２）あなたが学校教育法の学校の学生または生徒であり、次の①～⑥のどれにも該当しない場合

- ①夜間その他特定の時間・時期に学習を行う定時制の課程に在学している
- ②通信制の課程に在学している
- ③学校を卒業予定であって、現在既に就労しており、卒業後、引続き同じ会社で就労する予定である
- ④休学中である
- ⑤所属している会社の業務命令により、会社と雇用関係を継続したまま大学院等に在学している
- ⑥一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在学し、フルタイムで勤務している、もしくは勤務できる

#### （３）あなたの生業の年間収入の額が 500 万円以上である場合

- ・「生業の年間収入」とは、主たる仕事の収入のことをいい、複数の仕事を兼務している場合には、その収入額が最も高いものが主たる仕事となる
- ・「収入」とは、労働の対価として支払われるものに限らず、不動産、株式、投資信託などの運用収入も含む

#### （４）あなたとあなたが生計を一緒にしている家族（配偶者や親族など）の全員の年間収入の合計額が 500 万円以上で、あなた自身の年間収入の額がその家族全体の年間収入の合計額の半分未満である場合

- ・「あなたが生計を一緒にしている家族（配偶者や親族など）」とは、実態として、あなたが生計を一にしている（生計を維持している）配偶者、その他親族全員を指し、同居をしていなくても、例えば、親からの仕送りで生活を維持している場合には、その親を含む
- ・「年間収入の合計額」とは、あなたを含めた前記の家族全員の年間収入（労働の対価として支払われるものに限らず、不動産、株式、投資信託などの運用収入、年金などを含む）の合計額
- ・「あなた自身の年間収入」には、日雇派遣による収入も含む

### 「公的書類等」

（１）60 歳以上	年齢（生年月日）が証明できるもの 運転免許証・健康保険証・年金手帳・住民票・パスポートなど
（２）学生または生徒	学生または生徒であることが証明できるもの 学生証など
（３）生業年収 500 万以上	昨年の年収を証明できるもの
（４）家族年収合計 500 万以上 自身の年収半分未満	源泉徴収票、所得証明書（課税（納税）証明書・通知書）、確定申告書の控え、給与明細、年金給付・失業給付・育児休業給付・児童手当などの国からの給付通知書、など